

技術提案（公募型プロポーザル方式）実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案（公募型プロポーザル方式）を募集する。

令和7年2月21日

岡山県知事 伊原木隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名 岡山県青少年総合相談センターSNS相談事業業務
- (2) 契約期間 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
- (3) 契約上限額 13,418,680円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）
- (4) 履 行 場 所 岡山県子ども・福祉部子ども家庭課の指定する場所
- (5) 業 務 内 容 別紙「委託仕様書」のとおり

2 技術提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 過去3年以内に、SNSを活用した相談に関する業務について、国又は地方公共団体との契約実績を有し、誠実かつ確実に契約を履行した実績があること。
- (2) 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、経理事務を確実に処理できる体制が整備されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）認定によるプライバシーマーク制度の認定又は情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO27001」の認定を取得していること、あるいは、それに準ずる書面で確認可能なプライバシーポリシーを有していること。

3 契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課（担当：秋山）
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4-6
電 話：086-226-0557
電子メール：kodomokatei@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

本告示の日から令和7年3月13日(木)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記3の場所に同じ

なお、岡山県子ども・福祉部子ども家庭課ホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/332/>

からダウンロードすることもできる。

(2) 技術提案に当たっての質問の受付及び回答

ア 受付期間

本告示の日から令和7年3月5日(水)まで(閉庁日を除く)の午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

「仕様等に関する質問書(様式3)」により電子メールで提出すること。

送信後は、必ず電話で着信を確認すること。(TEL:086-226-0557)

口頭又は電話、FAXによる質疑には応じない。

ウ 宛 先 岡山県子ども・福祉部子ども家庭課

電子メール: kodomokatei@pref.okayama.lg.jp

エ 回答方法

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課のホームページに掲載する。なお、質問の内容によっては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

オ その他

選考に関し、委託仕様書についての不知又は不明を持って異議を申し立てることはできない。

(3) 技術提案参加手続等

ア 提出書類

①技術提案参加資格確認申請書(様式1)

②過去3年以内のSNSを活用した相談に関する業務実績説明書(様式2)

イ 提出期限

令和7年3月7日(金)午後5時(必着)

ウ 提出場所

上記3の場所に同じ

エ 提出部数

正本1部

オ 提出方法

持参又は郵便等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法とし、5(3)イの提出期限までに必着のこと。)

(4) 技術提案参加資格要件の審査等

技術提案参加資格確認申請書等を提出した者について、上記2の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和7年3月11日(火)までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

6 技術提案書の提出及び審査手続

(1) 技術提案書の提出

技術提案参加者は「技術提案書作成要領」（別紙）により、次のとおり書類を提出しなければならない。

ア 提出期限

令和7年3月13日（木）午後5時（必着）

イ 提出場所

上記3の場所に同じ

ウ 提出書類 ……正本1部、副本5部

- ・技術提案書の提出について（様式4）
- ・技術提案書、その他技術提案内容を説明するために必要な書類
- ・見積書
- ・県税の滞納がないことの証明書（原本1部）

※提案書・見積書の様式は任意とし、A4判片面使用とする。技術提案書は、縦横自由。枚数制限なし。ページ番号を打つこと。企業名は表紙のみとすること。見積書は、岡山県知事あてとすること。内訳は、項目ごとにできる限り詳細に記載すること。

エ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法とし、6（1）アの提出期限までに必着のこと。）

(2) 技術提案書の審査

岡山県子ども・福祉部内に設置する審査会において、技術提案書等の内容を別に定める審査基準により審査する。

(3) 配点

事項ごとに次のとおり配点し、合計100点満点で採点する。

- | | |
|---------------|-------|
| ア 総論 | (10点) |
| ・事業体概要、実施方針 | (10点) |
| イ 実施方法・内容 | (75点) |
| ・実施体制、スケジュール | (10点) |
| ・相談員の専門性 | (15点) |
| ・相談業務システム | (15点) |
| ・業務マニュアル、研修 | (10点) |
| ・取組結果の分析、評価方法 | (5点) |
| ・個人情報の管理体制 | (10点) |
| ・緊急時の対応、安全管理 | (10点) |
| ウ 業務実績 | (5点) |
| ・SNS相談の実績 | (5点) |
| エ 委託料 | (10点) |
| ・委託料の積算 | (10点) |

7 契約候補者の選定及び契約の締結等

(1) 契約候補者の選定

上記6（2）及び（3）の審査により最も適当と認められる技術提案を提出した提案参加者を契約候補者として選定する。審査は提出書類により行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出等を求める場合がある。

(2) 審査結果の通知方法

審査結果は提案参加者全員に郵送により通知する。

(3) 契約の締結

契約候補者の選定後、提出された技術提案を基本として当該候補者と県が協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(4) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 153 条、第 154 条及び第 155 条の規定による。

(5) その他

ア 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他の法令に定めるところによる。

イ 業務上知り得た情報に対しては契約期間内及び業務完了後においても機密の保持が守られること。

8 選考対象からの除外

提案参加者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選考対象から除外し、契約候補者の選定を取り消す場合がある。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記 5（3）イの期限までに技術提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が技術提案書を提出したとき。
- (2) 提案参加者が上記 6（1）アの提出期限を越えて技術提案書を提出したとき。
- (3) 提案参加者が不足又は虚偽の内容の技術提案書を提出したとき。
- (4) 提案参加者が上記 1（3）を満たさない見積書を提出したとき。
- (5) 提案参加者が上記 2 に定める資格を喪失したとき。
- (6) その他、提案参加者が求められる義務を履行しなかったとき。

9 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。
- (2) 技術提案者は提出した技術提案書の追加及び修正を行うことができない。ただし、岡山県から補足説明資料を求められた場合については、この限りではない。
- (3) 技術提案者は、1 案のみ技術提案書を提出することができる。
- (4) 技術提案者は、技術提案書の作成に要する全ての費用を負担する。
- (5) 県は、契約候補者の選定を行うのに必要な範囲において技術提案書を複写することがある。
- (6) 技術提案者に対して技術提案書の内容について説明を求めることがある。
- (7) 技術提案者が提出した技術提案書は理由の如何に問わず返却しない。
- (8) 審査経過は公表しない。
- (9) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。
なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (11) 委託業務の成果は県に帰属するものとする。
- (12) 本業務については、県の令和 7 年度予算において予算措置された場合にのみ、事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続に係る一切について、いかなる効力も発生しないものである。